経済産業省

中小企業庁

平成29年度予算案・税制改正の概要
（事業承継関係）

平成29年2月

中小企業庁

事業承継の現状と課題

中小企業の数はこの15年間で約100万者減少。リーマンショック後に急減したが、直近の2年間は減少ペースが緩やかに。

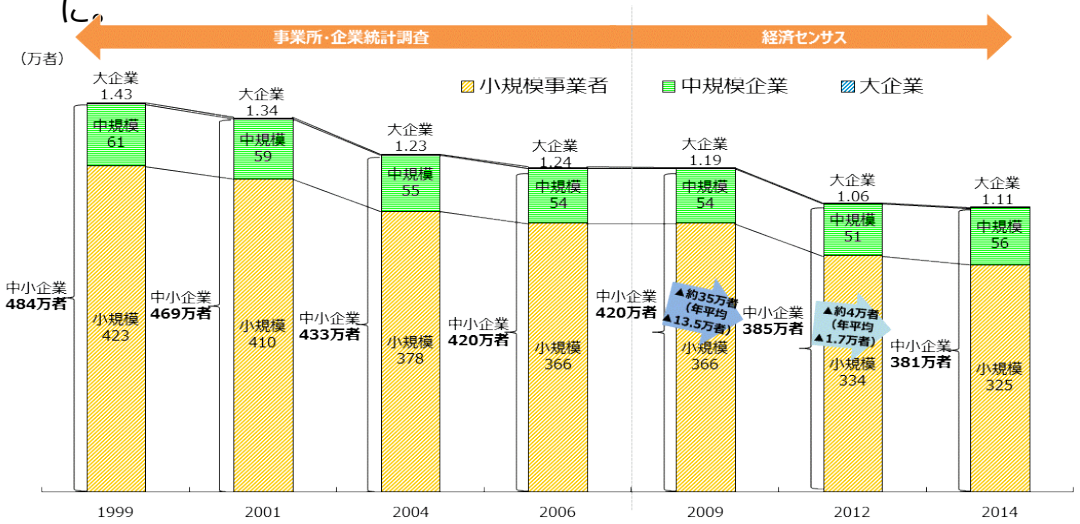

（出典）総務省「経済センサス-基礎調査」「事業所・企業統計調査」総務省・経済産業省「平成24年経済センサス-活動調査」
（注）1.企業数＝会社数＋個人事業所（単独事業所及び本所・本社・本店事業所）数とする。
2. 2009年、2014年経済センサス基礎調査の調査時点は7月1日であり、2012年経済センサス活動調査の調査時点は2月1日である。
3.経済センサスでは、商業・法人登記等の行政記録を活用して、事業所・企業の捕捉範囲を拡大しており、本社等の事業主が支所等の情報も一括して報告する本社等一括調査を導入しているため、「事業所・企業統計調査」による結果と単純に比較することは適切ではない。

9

経営者の高齢化が進展。年齢のピークは66歳に。2020年頃には平均引退年齢（70歳）に達する。

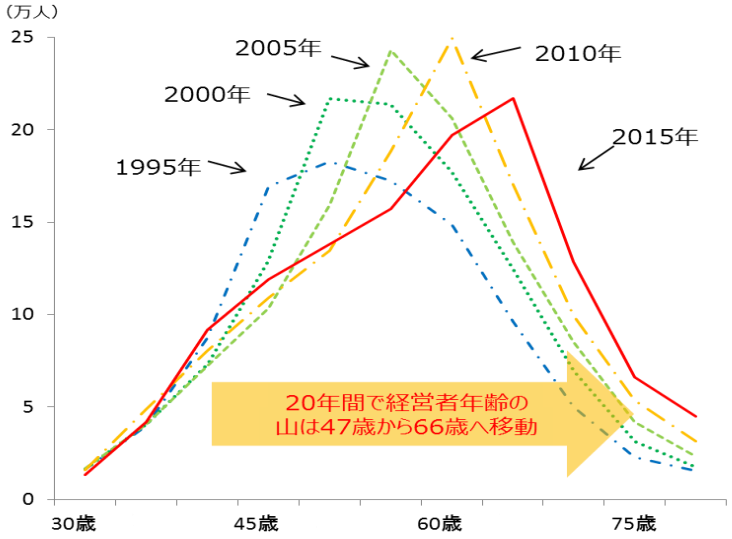

（出典）中小企業庁委託「中小企業の成長と投資行動に関するアンケート調査」（2015年12月、株式会社帝国データバンク）、（株）帝国データバンク「COSMOS1企業単独財務ファイル」、「COSMOS2企業概要ファイル」再編加工

70代、80代の経営者でも、半数以上が事業承継の準備が終わっていない。早期着手を促す必要あり。

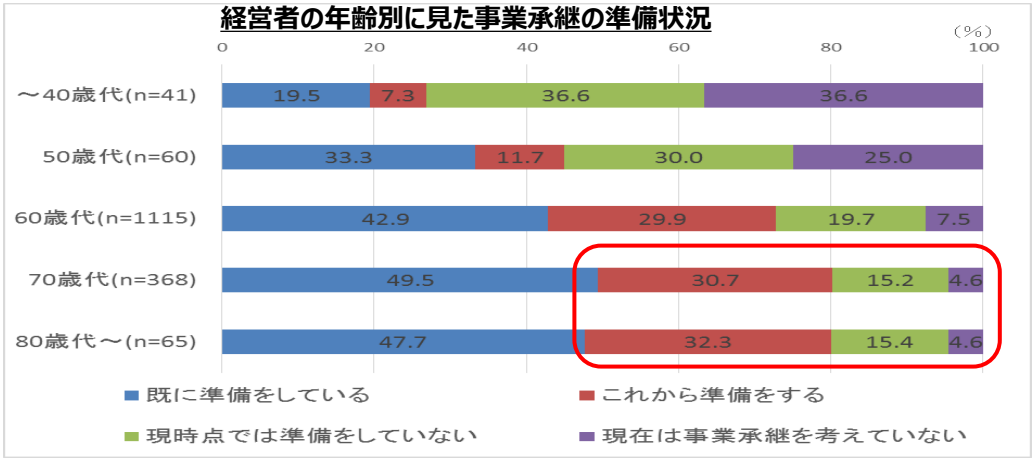

（出典）中小企業庁委託「中小企業における事業承継に関するアンケート・ヒアリング調査」（2016年2月、㈱帝国データバンク）（再編・加工）

経営者年齢が上がるほど、投資意欲の低下やリスク回避性向が高まる。

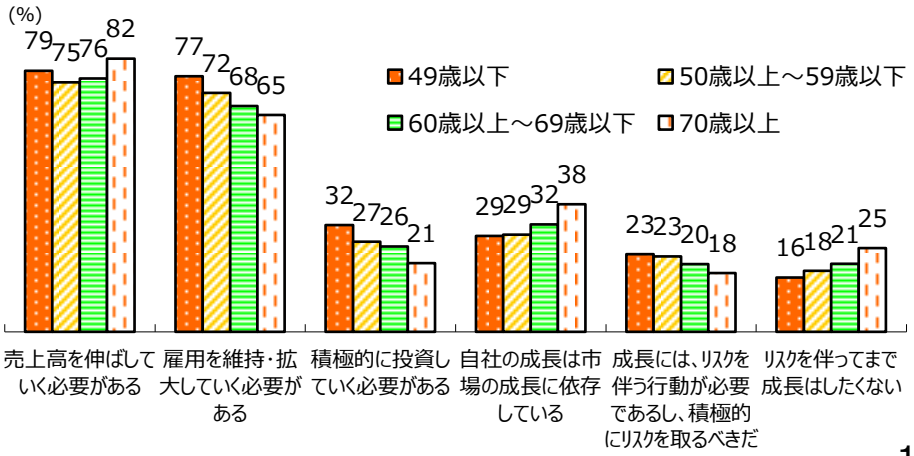

１．　平成29年度予算案について

事業承継の促進に向けた当面のパッケージ（平成29年度政府予算案等）

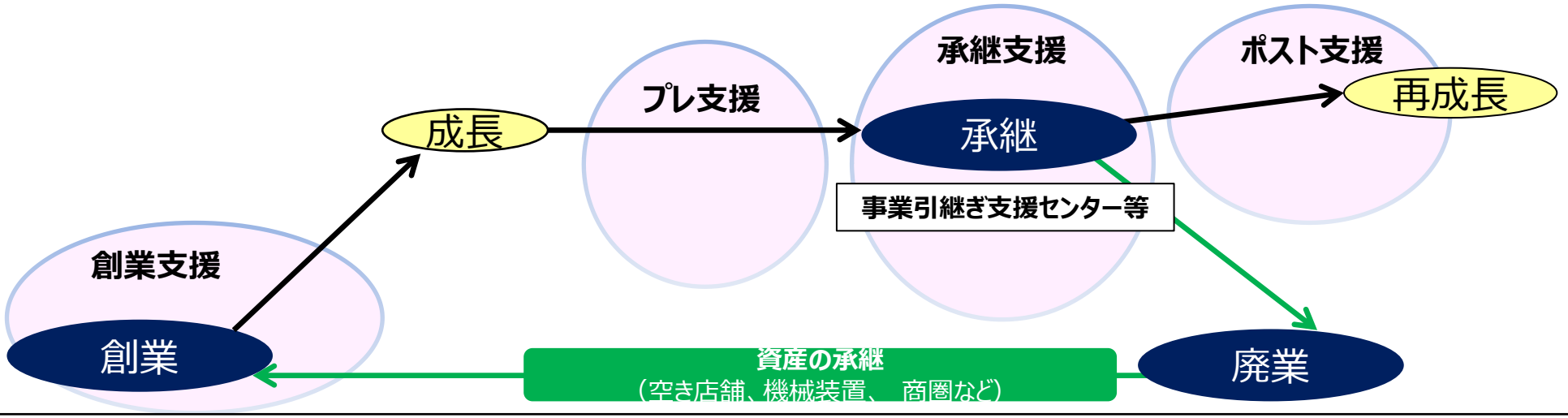

事業承継の促進に向けて、潜在的な支援対象の掘り起し、プレ支援、ポスト支援を一貫して行う体制を確立

プレ承継支援（支援対象の掘り起こし、計画策定支援等）

●中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（H28補正、H29）
・よろず支援拠点や地域プラットフォーム（地域PF）が、個々の中小企業・小規模事業者が抱える事業承継等の経営課題に応じた専門家を無料で派遣する（事業承継支援は5回まで無料）。

●事業承継ネットワーク構築事業（H29）
・地域の支援機関（商工会・商工会議所、地域金融機関、士業等専門家等）が連携して事業承継診断等の掘り起こしを行うための事業承継支援ネットワークを構築する。

ポスト承継支援（創業、ポスト再生と一体で支援）

●創業・事業承継補助金（H29）
・地域における創業の促進を図るとともに、事業承継（事業再生を伴うものを含む）等の課題を抱える中小企業が世代交代・再活性化を図るため、創業・事業承継に係る設備投資等の支援を行う。

事業承継支援（後継者マッチング、株や資産の移転）

●事業引継ぎ支援（H29）
・後継者問題を抱える中小企業・小規模事業者の事業引継ぎの促進・円滑化を図るため、適切な助言、マッチング支援等を行う。また、創業希望者と後継者不在事業主等とのマッチングも行う。

●事業承継促進のための税制措置の強化等（H29税制改正）
・取引相場のない株式の評価方式について、中小企業等の実力を適切に反映した評価となるよう見直しを行う。
・人手不足の中で円滑な事業承継に向けて早期に取り組む中小企業を支援するため、事業承継税制の雇用要件等の見直しを行う。

●金融支援の拡充（H29）
・日本公庫の事業承継融資の拡充（対象の拡大・金利引下げ）を行う。

信用保証制度の見直し

・金融機関と事業者がともに経営改善や生産性向上などに今まで以上に取り組むよう、信用保証制度の見直しに係る制度設計を進める。

中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業

平成29年度予算案額　54.8億円（54.7億円）

中小企業庁
Ⅰ・Ⅱ 経営支援課　03-3501-1763
Ⅲ 広報相談室　03-3501-1709
Ⅳ 金融課　03-3501-2876

事業の内容

事業目的・概要

- 中小企業・小規模事業者が抱える様々な経営課題に対応するワンストップ相談窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置します。
- 特に高度・専門的な課題には、それに応じた専門家を派遣します。
- 全国の中小企業・小規模事業者に、インターネットを活用して支援策の普及を行います。
- 「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、経営者保証を提供せずに資金調達をしたり、個人保証債務の整理を実施することが可能となるよう、ガイドラインの周知・普及を行います。

成果目標

- 平成26年度からの事業であり、各施策において以下を目指します。

Ⅰ．Ⅱ．中小企業・小規模事業者等の経営相談に対し解決の対策が立てられた割合が80%になること（単年度目標）。
Ⅲ．全国に支援策の普及を図り、支援策の認知度を向上させること。
Ⅳ．個人保証に依存してきた融資慣行を改善し、中小企業の思い切った事業展開や、早期の事業再生、事業清算への着手、円滑な事業承継等を促進すること。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

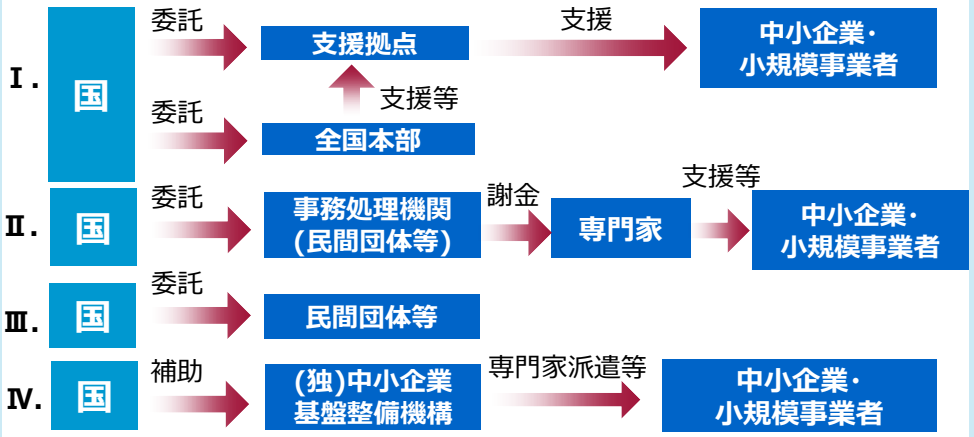

事業イメージ

Ⅰ．よろず支援拠点事業

- よろず支援拠点では、
  ①売上拡大のための解決策の提案
  ②経営改善策を提案し、行動に移すための連携チームの編成・派遣
  ③どこに相談すべきかわからない事業者に対する的確な支援機関等の紹介
  を実施します。

Ⅱ．専門家派遣事業

- よろず支援拠点や地域プラットフォーム　（地域PF）が、個々の中小企業・小規模事業者の経営課題に応じた専門家を原則3回まで（事業承継に係る課題の場合に限り原則5回まで）無料で派遣します。

※地域PF：商工会・商工会議所や金融機関など地域の支援機関が中小企業支援を目的に連携。H25年度から設置。

Ⅲ．支援施策普及事業

- 最新の支援情報や補助金申請のノウハウ、活用事例等を分かりやすくタイムリーに、全国の中小企業・小規模事業者に届けます。

Ⅳ．経営者保証ガイドライン

- 「経営者保証に関するガイドライン」の活用を促進するため、　①ガイドラインの内容に関する相談対応、②ガイドラインに基づき、経営者保証を提供せずに資金調達を希望する事業者や、個人保証債務の整理を希望する事業者に対する専門家派遣、③周知・普及のための広報活動、④ガイドライン活用状況の実態調査などを実施します。

創業・事業承継支援事業

平成29年度予算案額　11.0億円（新規）

1,2,3 中小企業庁　創業・新事業促進課
03-3501-1767
1,4 中小企業庁　財務課
03-3501-5803

事業の内容

事業目的・概要

- 地域経済を活性化させるため、地域創業の促進と経営者の高齢化等の課題を抱える中小企業の世代交代・再活性化を進めることが急務となっている中、創業・事業承継を一体的に促進します。
- そのため、産業競争力強化法の認定市区町村で創業を目指す創業者を支援します。また、地域における事業承継ニーズの掘り起こしや、事業承継（事業再生を伴うものを含む）を契機とした中小企業による新しい取組の支援を行うことで、事業承継の円滑化を図ります。
- 加えて、産業競争力強化法における創業支援事業者（商工会・商工会議所や地域金融機関等）が行う創業支援の取組等を支援するとともに、創業者の裾野を広げるため、注目度の高いイベントを開催し、全国的な創業機運の醸成を目指します。

成果目標

- 事業の成果目標については、

①補助終了後５年経過時の事業継続率90%を目指します。
②創業スクール受講者の創業率50%を目指します。
③事業承継ネットワークの立ち上げ後、ネットワークに参加する支援機関等の年間の事業承継診断件数が5万件となることを目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

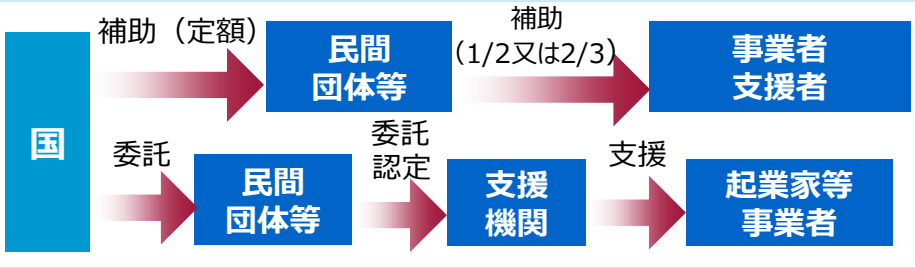

事業イメージ

１．創業・事業承継補助金

- 創業に要する経費の一部を補助し、地域の活性化を促します。平成29年度からは、事業実施期間中に一人以上の雇用を要件化するとともに、民間金融機関等からの外部資金の活用が見込まれ、経営安定化のために継続して第三者からの支援が期待できる事業に対して重点的に支援を行います。（補助上限200万円※外部資金調達の確約がない場合100万円、補助率1/2）
- 事業承継（事業再生を伴うものを含む）を契機として、①経営革新等に取り組む中小企業、②事業転換に挑戦する中小企業に対し、設備投資・販路拡大・既存事業の廃業等に必要な経費を支援します（補助上限①200万円、②500万円、補助率2/3）。

２．創業支援事業者補助金

- 特定創業支援事業を行う創業支援事業者が、認定創業支援事業計画に基づき行う創業支援（兼業・副業を通じた創業ニーズにも対応）や創業支援の質の向上を図る取組等を支援します。（補助上限1,000万円※小規模な事業計画向け補助上限100万円、補助率2/3）

３．潜在的創業者掘り起こし事業

- 国で定めた一定水準のカリキュラムを実施する創業スクールを公認し、創業者の基礎的な知識習得を支援します。
- 創業スクール選手権を創業スクール受講者以外にも拡大することで、創業の意義を全国的に広め、潜在的創業者の掘り起しを行います。

４．事業承継ネットワーク構築事業

- 各都道府県に拠点を置く支援機関等による、地方自治体等と連携した、地域における事業承継支援ネットワークを構築することにより、地域で行う事業承継支援を促進します。

事業承継補助金の概要

○取引関係（サプライチェーン）や雇用創出等で地域経済に貢献する中小企業に対し、事業承継を契機とする経営革新等（ビジネスモデルの転換や新規設備導入による生産性向上等を言い、業種転換は求めない。）を支援することで、事業承継前後を通じた地域経済への貢献の継続、後継者の新たな取組の促進による中小企業の事業の再活性化を図る。
○併せて、事業承継を契機として既存事業を廃業し新事業に挑戦するなど、事業の再構築を行う中小企業に対しては、廃業費用をも支援することで、事業の新陳代謝の促進を図る。

支援対象企業 ＝**地域に貢献する中小企業**

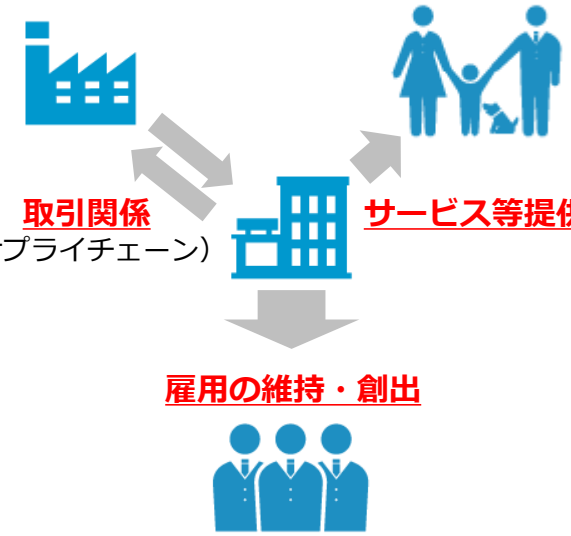

補助要件＝**事業承継**

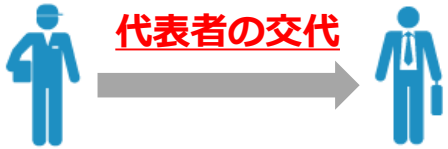

※個人事業者の場合は先代廃業・後継者開業

事業承継を伴うM&A

A社
＋（合併）→ C社
B社

補助対象事業 ＝**承継後の新たな取組**

- **経営革新等**
  - ビジネスモデルの転換（新商品、新分野への挑戦等）による市場創出、新市場開拓
  - 新規設備導入（製造ラインのIT化、顧客管理システム刷新等）による生産性向上等に要する費用を補助
    ※業種転換は要件としない
- **既存事業の廃業**
  ※経営革新や新事業の挑戦に伴い既存事業を廃業する場合、当該廃業に要する費用を補助

✓ 原則として補助上限は**200万円**（2/3）
✓ 廃業を伴う場合は合計**500万円**（2/3）
✓ 認定支援機関のフォローアップが要件
✓ 株式買取・納税資金等は補助対象外

（参考）第二創業補助金（平成28年度当初予算）

○産業競争力強化法の認定市区町村で特定創業支援事業を受ける創業者・第二創業者を支援する。
○事業承継を契機に既存事業の全部又は一部を廃止し、新分野に挑戦する第二創業者に対し、創業費用に加え、廃業費用の補助も行う（補助上限1,000万円、補助率2/3）。

＜要件＞

※１　会社の場合：代表者の交代
　　個人事業者の場合：先代経営者の廃業、後継者の開業
※２　新業態・新分野：これまで行ってきた事業とは異なる事業（『日本標準産業分類』の細分類による）を行うこと

＜実績＞

	予算額	申請件数	採択件数	交付決定	雇用数（採択時見込）
平成24年度補正予算計	200億	14,138	6,299	5,990	30,658
うち、第二創業		967	448	428	5,205
平成25年度補正予算計	38.5億	9,242	3,124	3,038	11,017
うち、第二創業		304	90	82	792
平成26年度補正予算計	46億	2,984	1,669	1,593	4,917
うち、第二創業		97	38	37	248
平成27年度当初予算計	7.6億	1,170	775	739	2,549
うち、第二創業		29	19	18	244
合計	292.1億	27,561	11,867	11,330	49,141
うち、第二創業		1,397	595	565	6,489

事業承継ネットワーク構築事業の概要

○円滑な事業承継を促すため、国のバックアップの下、県がリーダーシップをとり、地域の商工会・商工会議所、金融機関、士業等のネットワーク化を図る。
○早期・計画的な事業承継準備を促すため、「事業承継診断」の実施等を通じ、事業承継ニーズを掘り起こす。
○他の支援機関、よろず支援拠点や引継ぎセンター等の公的機関と連携して事業承継をシームレスにサポート。

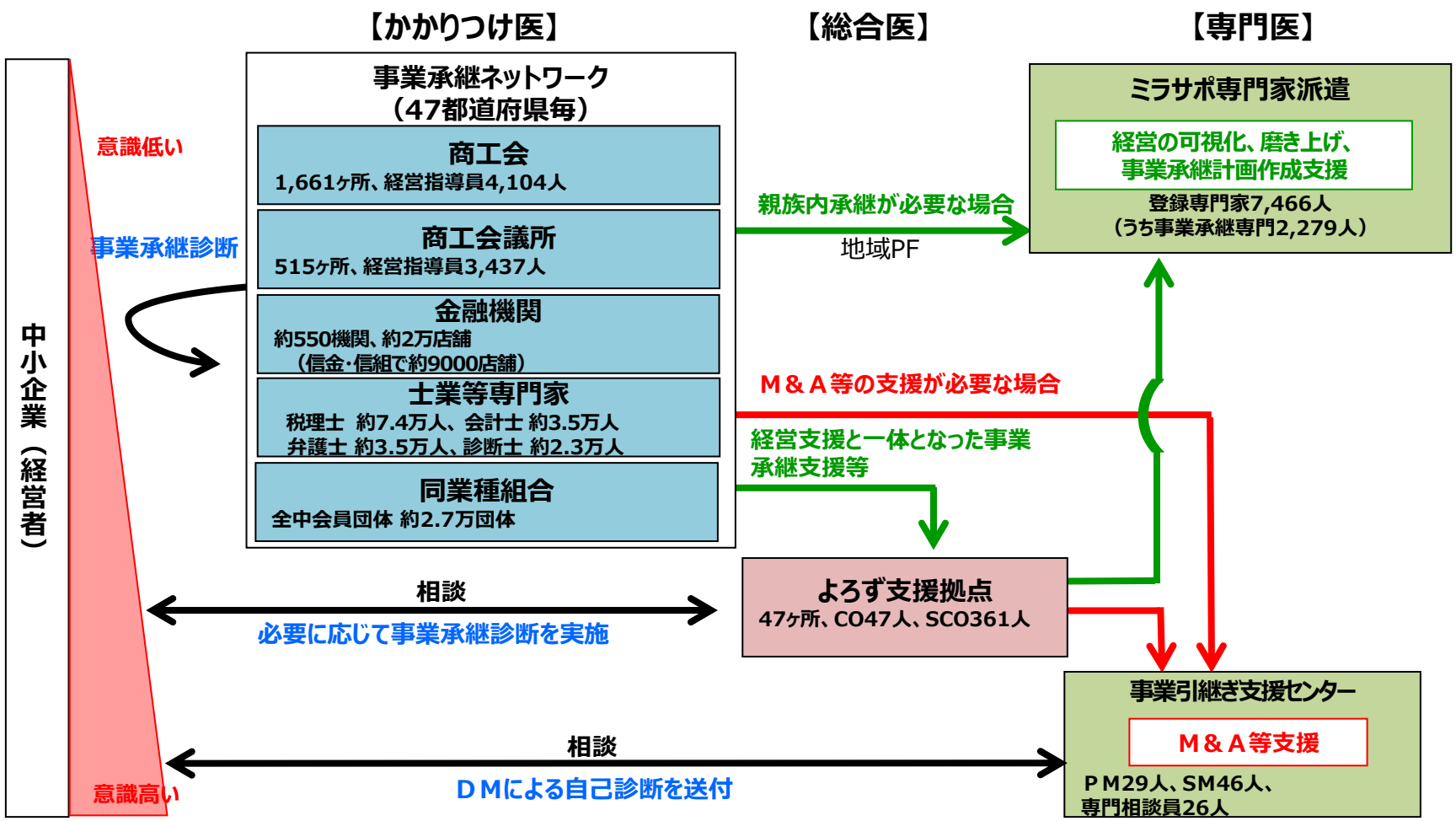

（参考）事業承継ネットワークのあり方

○各地の事業承継ネットワークでは連絡会議を開催し、支援機関同士の意識の共有化、連携の強化を図る。

<ネットワークの構成メンバー>

事業承継ネットワーク

事務局：県振興センター等

都道府県、市区町村
地域の事業承継支援策の立案・とりまとめ

認定支援機関等

金融機関
事業承継診断等を実施

商工会・商工会議所、同業種組合
事業承継診断等を実施

士業等専門家
専門的課題を伴う案件への対応等

中小機構地域本部
診断の方法等、支援機関への研修等を実施

事業引継ぎ支援センター
M＆A案件をフォローして支援

経済産業局
施策情報の提供等

再生支援協議会・よろず支援拠点等
連携して経営支援、再生支援を提供

中小企業

<ネットワークの採択基準>（検討中）

○主な基準
・都道府県内支援機関の参加率（認定支援機関等）
・事業承継診断の実施予定件数（最低限実施する診断数）
・専門機関との連携等をはじめとする事業承継支援体制の計画　等

○加点事由
- 事業承継診断の実施予定件数（最低基準を超える部分）
- 特定の地域の再編・統合も視野に入れた重点的な支援の取組
- その他事業承継を促進させるための提案・工夫内容　等

（参考）事業承継ネットワークの事業内容

○事業承継ネットワークにおいては、主に以下の３つの観点から事業を実施する。
①都道府県における事業承継支援体制の整備、②事業承継診断の実施（PDCAサイクル）、③事業承継支援に関する連携体制の構築。
○単年度事業であるため、翌年度以降に各ネットワークが自走できるようにするための体制やツールの準備を行う。

＜ネットワークで実施する事業（例）＞

①都道府県の支援体制整備

・事業承継支援のあり方の検討、実現のための組織構築、関係者間での認識共有
（最終的に地域の再編・統合等の旗振り役を担う）
・事業承継支援に係る情報発信
（構成員の実施する事業承継支援に係る情報を含む。例：成功事例集の作成・共有、ポータルサイトの開設や各種媒体の活用）

②事業承継診断の実施

・事業承継診断の統一的なフォーマット等の作成、実施方法の検討
（マニュアルの作成・共有など）
・事業承継診断の実施
・診断の実施状況の集約、公表
・個別案件の共有方法の検討、適切な支援機関の選定、調整後のフォロー

③支援の連携体制構築

・支援機関における事業承継支援体制構築のための情報共有、研修実施
・専門家派遣制度（ミラサポ等）と連動した支援体制の構築
・地域における事業承継支援専門家の発掘・リスト化と、支援関係機関での共有

事業承継診断実施の流れ

【事業承継診断の準備】
ネットワークの支援機関が事業承継診断を実施できるよう、フォーマットの作成等。

→

【事業承継診断の実施】
ネットワークの支援機関が診断を実施し、着実に支援をフォローする仕組みを構築する。

→

【取組の検証・公表】
診断実施結果を集約し、地域内における支援状況を検証し、公表する。

ＰＤＣＡサイクル

事業承継診断の進め方

・事業承継診断は、自社の将来や望ましい承継のあり方について、経営者自身に検討するきっかけを与え、早期、かつ、計画的な承継準備への取り組みを促すもの。
・支援機関は、事業承継診断書等を活用して、意識の低い事業者に対して気付きを与え、潜在ニーズの掘り起こしを行い、適切な専門家へ取り次ぐ。

事業承継診断の流れ

事業者への定期訪問 ＋ 事業承継診断実施	（気付き） 事業承継診断書に基づく事業承継の準備状況等の簡易チェック
企業の現状の把握・支援の方向性検討	診断後、現状を把握した上で対策の方向性を検討。
専門家への取り次ぎ・自らの支援を実施	診断結果等を踏まえて事業承継に向けた準備を開始。 （事業再生、廃業の場合もあり）

「見える化」、「磨き上げ」、事業承継計画の作成へ

事業承継診断書のイメージ

企業名：　　取扱い支援機関名：

事業承継ヒアリングシート

経営者の年齢：　　歳　　業種：

従業員数：　　人　　売上：　　百万円

Q1　会社の１０年後の夢について語り合える後継者候補がいますか。
□はい　［それは誰ですか？　］　□いいえ
※「はい」→Q2、「いいえ」→Q7へお進みください。

Q2　候補者本人に対して、会社を託す意思があることを明確に伝えましたか。
□はい　□いいえ
※「はい」→Q3～Q6、「いいえ」→Q8～Q9をお答えください。

Q3　候補者に対する経営者教育や、人脈・技術などの引継ぎ等、具体的な準備を進めていますか。
□はい　□いいえ

Q4　役員や従業員、取引先など関係者の理解や協力が得られるよう取組んでいますか。
□はい　□いいえ

Q5　事業承継に向けた準備（財務、税務、人事等の総点検）に取りかかっていますか。
□はい　□いいえ

Q6　事業承継の準備を相談する先がありますか。
□はい　［それは誰ですか？　］　□いいえ

Q7　親族内や役員・従業員等の中で後継者候補にしたい人材はいますか。
□はい　□いいえ
※「はい」→Q8～Q9、「いいえ」→Q10～Q11をお答えください。

Q8　事業承継を行うためには、候補者を説得し、合意を得た後、後継者教育や引継ぎなどを行う準備期間が必要ですが、その時間を十分にとることができますか。
□はい　□いいえ

Q9　未だに後継者に承継の打診をしていない理由が明確ですか。（後継者がまだ若すぎる　など）
□はい　□いいえ

Q10　事業を売却や譲渡などによって引継ぐ相手先の候補はありますか。
□はい　□いいえ

Q11　事業の売却や譲渡などについて、相談する専門家はいますか。実際に相談を行っていますが。
□はい　［それは誰ですか？　］　□いいえ
□はい　□いいえ

Q3～Q6　で１つ以上「いいえ」と回答した方・・・円滑に事業承継を進めていくために、事業承継計画の策定による計画的な取り組みが求められます。

Q8～Q9　で１つ以上「いいえ」と回答した方・・・企業の存続に向けて、具体的に事業承継についての課題の整理や方向性の検討を行う必要があります。

Q10～Q11　で１つ以上「いいえ」と回答した方・・・事業引継ぎ支援センターにご相談ください。

1.中小企業庁　金融課　03-3501-2876
2.中小企業庁　財務課　03-3501-5803

中小企業再生支援・事業引継ぎ支援事業

平成29年度予算案額　61.1億円（58.4億円）

事業の内容

事業目的・概要

- 都道府県に置かれた「中小企業再生支援協議会」において、財務上の問題解決のための事業再生に向けた支援を行います。また、「事業引継ぎ支援センター」において事業引継ぎに向けた支援を行います。

（再生支援）
　事業の収益性はあるが、債務超過等の財務上の問題を抱えている中小企業・小規模事業者に対して、窓口相談や金融機関との調整を含めた再生計画の策定支援を実施します。
（事業引継ぎ支援）
　後継者問題を抱える中小企業・小規模事業者の事業引継ぎや事業承継の促進・円滑化を図るために、課題の解決に向けた適切な助言、情報提供及びマッチング支援等をワンストップで行います。また、創業希望者と後継者不在事業主等とのマッチングも行います。

成果目標

- 平成25年度から平成29年度までの間において、再生支援では二次破綻率（再生計画策定支援完了後、3年のモニタリング期間中に再度破綻した率）の低減を、事業引継ぎ支援では事業引継ぎを実施した結果として雇用が継続される事となった者の数が年間15,200人となることを目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

国 →（委託）→ 産業競争力強化法に基づく認定支援機関 →（相談対応等）→ 中小企業・小規模事業者

事業イメージ

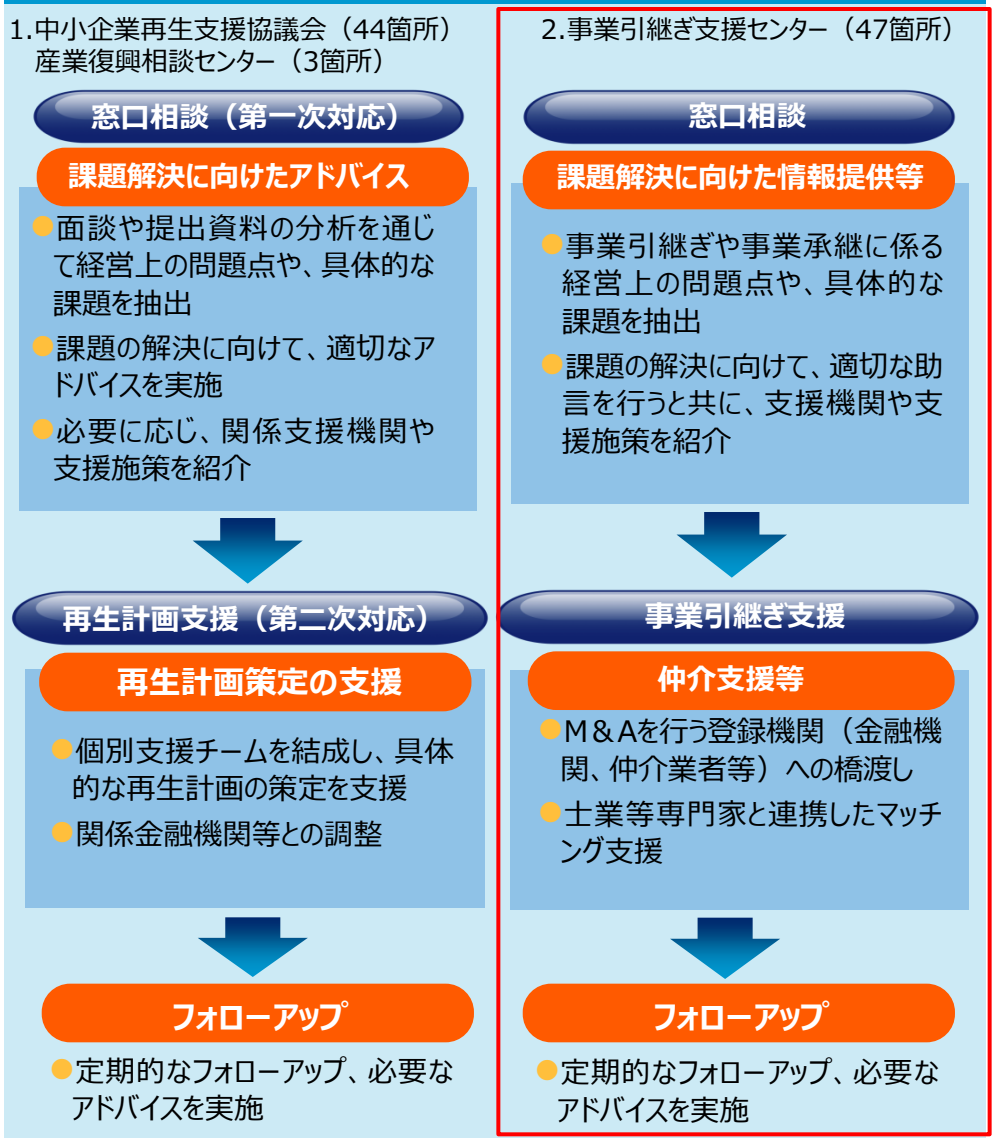

事業引継ぎ支援センターの概要

○後継者不在の中小企業の事業引継ぎを支援するため、平成２３年度より、中小企業のＭ＆Ａを行う事業引継ぎ支援事業を開始。これまでに、事業引継ぎ支援センターの全国展開を実現。
○発足以来、約１万５千社の相談に応じ、６７２件の事業引継ぎを実現した。

支援スキーム

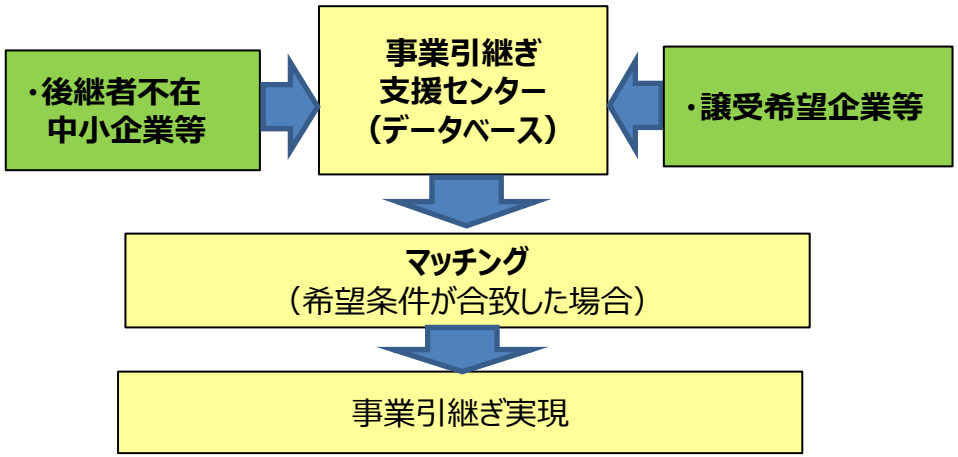

相談社数

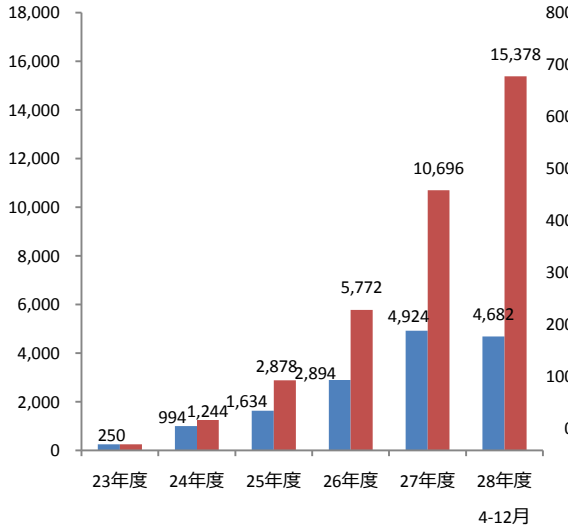

事業引継ぎ件数

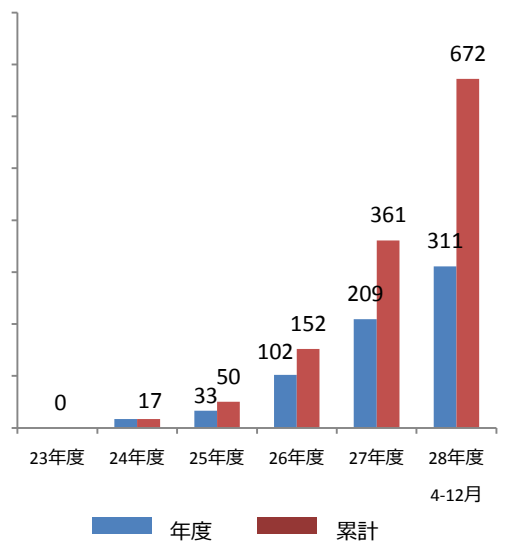

センターにおける支援の流れ

①相談対応（一次対応）
・相談対応を通じ、事業引継ぎ支援の実施の可否を判断。

②登録機関への橋渡し（二次対応）
・相談案件をセンターの登録機関（仲介業者、金融機関等）に取り次ぐ。

③センターによるマッチング（三次対応）
・マッチング相手がいる場合や登録機関の不調案件をセンターが士業法人等を活用してマッチングを実施。

平成27年度ルート別相談割合（相談全体）

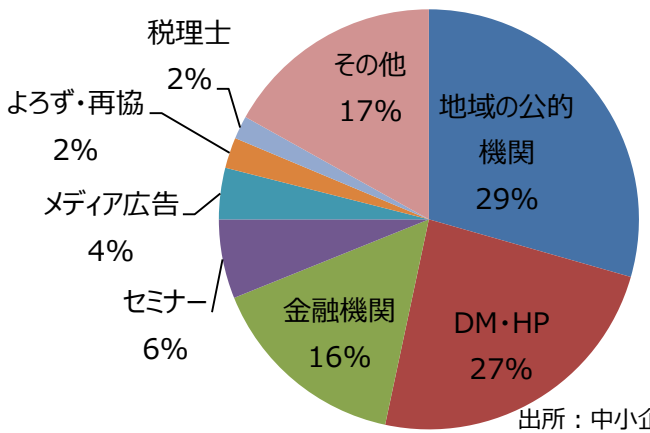

出所：中小企業引継ぎ支援全国本部

事業引継ぎ支援センターの取組実績

○引継ぎ案件の7割が第三者承継であり、また譲渡企業は従業員数10人以下が約70%を占める。

平成27年度　事業引継ぎ案件の概要

事業承継の形態

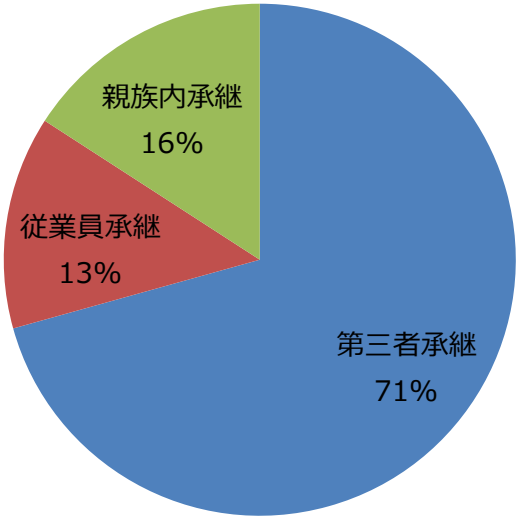

譲渡側企業の業種

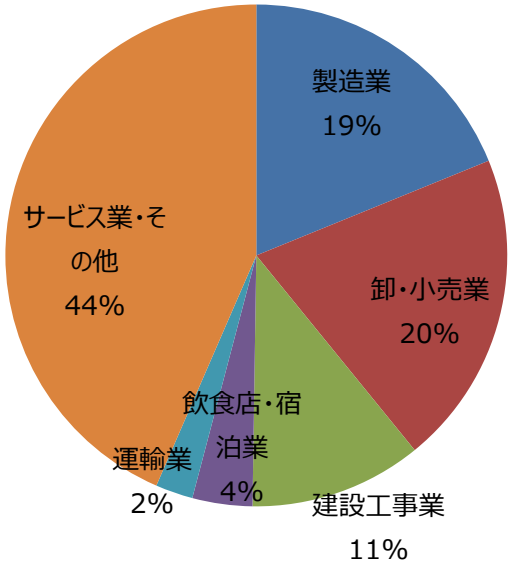

譲渡側企業の従業員数

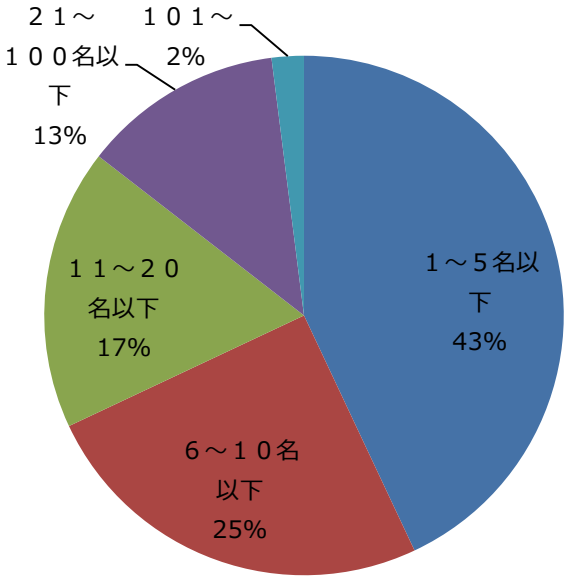

出所：中小企業引継ぎ支援全国本部

２．　平成29年度税制改正について

事業承継税制の見直し（相続税、贈与税）

拡充

○経営者の高齢化への対応、事業承継の円滑化は「待ったなし」の課題。
○事業承継税制（非上場株式に係る贈与税・相続税の納税猶予制度）について、
①人手不足を踏まえた雇用要件の見直し
②早期取組を促すための生前贈与の税制優遇強化 を図る。

改正概要

※平成29年1月1日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用。
※平成29年度より、認定事務を都道府県に移譲

●人手不足の中での雇用要件の見直し　～人手不足への対応～

○深刻な人手不足の中で、特に小規模事業者において、雇用要件が高いハードルになっている。
○災害や経営環境の激変（事故・災害、取引先の倒産等）時も原則として雇用要件が課されるため、利用を躊躇する要因になっている。

→

○従業員5人未満の事業者について実質的に雇用要件の緩和を図る。
（4人→3人、3人→2人、2人→1人が認められる）
○災害や経営環境の激変時における雇用維持の困難化に対応するため、**セーフティネット**（雇用要件の弾力化）を措置

●早期かつ計画的な取組の促進　～生前贈与の促進～

○贈与税の納税猶予中、雇用要件等を満たせず認定取消になると、相続税よりも高額な贈与税を納税する必要がある。
○事業承継後5年経過後も、先代死亡時に相続税の猶予へ切り替えるには、中小企業要件等を課される。

→

○**相続時精算課税との併用を認める**ことで、贈与税の納税猶予**取消時の納税額**を、**相続税と同額**とする。
○成長を阻害する先代死亡時の切替要件を廃止
（中小企業要件・非上場要件）

※以上のほか、手続きの簡素化によりさらなる利便性の向上を図る。

（参考1）事業承継税制の概要

○事業承継税制とは、後継者が、経済産業大臣の認定を受けた非上場会社の株式等を現経営者から相続又は贈与により取得した場合において、相続税・贈与税の納税が猶予される特例制度。

＜認定の要件＞　中小企業者であること、上場会社・風俗会社でないこと、従業員が1名以上いること、資産運用会社に該当しないこと　等

※平成25年度改正（平成27年1月施行）により親族外承継を対象化。

制度概要　経済産業大臣の認定件数　相続　959件　贈与　626件　（平成20年10月～平成28年8月）

相続税の納税猶予制度

○後継者が納付すべき相続税のうち、相続により取得した非上場株式等（注）に係る課税価額の80%に対応する額が納税猶予される。

（注）相続前から後継者が既に保有していた議決権株式等を含め、**発行済議決権株式総数の2／3**に達するまでの部分に限る。

贈与税の納税猶予制度

○後継者が納付すべき贈与税のうち、贈与により取得した非上場株式等（注）に係る課税価額の**全額**に対応する額が納税猶予される。

（注）贈与前から後継者が既に保有していた議決権株式等を含め、**発行済議決権株式総数の2／3**に達するまでの部分に限る。

○相続税・贈与税の申告期限から5年間は、以下の要件を満たして事業を継続することが必要。

①雇用の8割以上を5年間平均で維持　※平成25年度改正（平成27年1月施行）前は、雇用の8割以上を毎年維持

②後継者が代表を継続

③先代経営者が代表者を退任（有給役員として残留可）（贈与税）

※平成25年度改正（平成27年1月施行）前は先代経営者が役員を退任

④対象株式を継続して保有

⑤上場会社、資産管理会社、風俗関連事業を行う会社に該当しないこと　等

（参考2）人手不足を踏まえた小規模事業者の雇用要件の見直し

○事業承継税制の雇用要件について、これまで維持すべき従業員数（5年平均で8割）を計算する際に端数を切り上げていたところを、切り捨てることとする。
○これにより、特に人手不足の影響を受けやすい従業員5人未満の企業の従業員が1人減った場合でも、雇用要件を満たすことが可能となる。

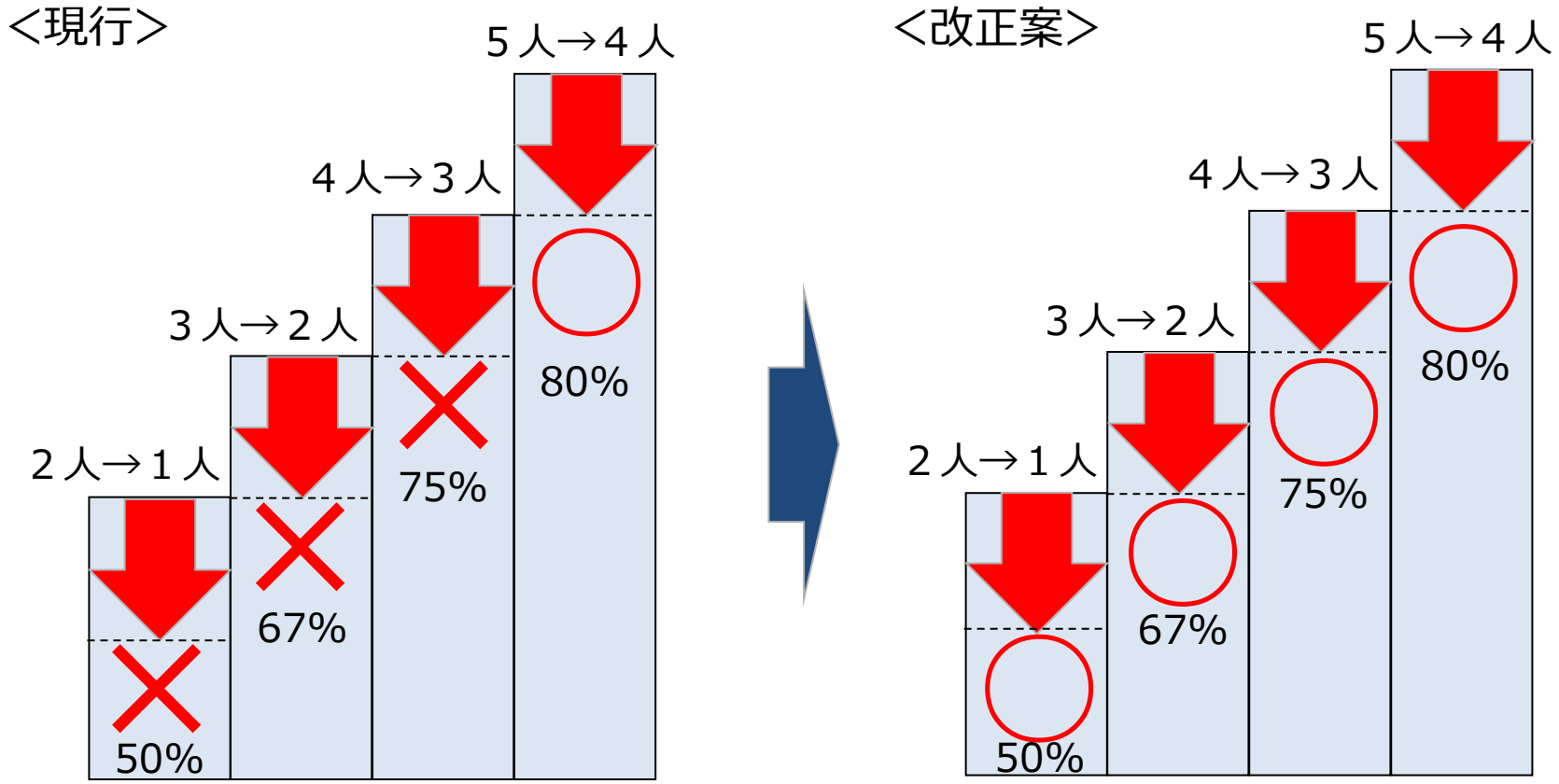

（注）従業員１人の企業が従業員ゼロになった場合には、適用できない。

※アンケートによれば、従業員数２～４人の企業で従業員数が減少した企業のうち約８割が、従業員１人しか減少していない。　⇒　今回の改正でこれらの企業も雇用要件を満たすことが可能に。

（参考3）セーフティネット規定について

○災害や取引先の倒産等が生じた場合には、影響の程度に応じて雇用要件等を緩和する。
・災害による被害を受けた場合は、雇用要件の免除等により取消リスクを軽減
・災害、事故、取引先の倒産等により売上高が減少した場合、減少割合に応じて雇用要件を緩和

		災害		災害・事故・取引先の倒産 ・取引先の事業縮小
要件	被害・影響の程度・態様	（１）資産の被害が大きい会社	（２）従業員の多くが属する事業所が被災した会社	（３）売上高が大幅に減少した会社
		$\frac{\text{被害を受けた資産}}{\text{総資産}} \geqq 30\%$ 「被害を受けた資産」とは、災害により滅失した資産をいい、一定の非事業用資産を除く。	$\frac{\text{被災事業所の従業員数}}{\text{従業員の総数}} \geqq 20\%$ 「被災事業所」とは、災害により損壊し、災害直後6ヵ月間、従業員が本来業務に従事できなかった事業所をいう。	信用保証制度におけるセーフティネット保証の経産大臣指定がなされている場合で、売上高が減少した場合。 $\frac{\text{事由発生後6ヵ月間の売上高}}{\text{前年同期間の売上高}} \leqq 70\%$
効果	事業**継続要件**の免除・緩和	◎次の事業継続要件を**免除** ①雇用80%確保 ②資産管理会社に非該当	◎次の事業継続要件を**免除** ①雇用80%確保 ②資産管理会社に非該当 ※被災事業所に係る雇用80%確保要件が免除の対象となる	◎売上高の回復に応じて次の事業継続要件を**緩和** ①雇用80%確保 ②資産管理会社に非該当（災害・事故の場合）
	免除事由追加	◎破産等した場合は、事業継続期間内（適用から5年間）であっても猶予税額を**免除**		
	経産大臣認定の要件の緩和	◎次の認定要件を**免除** ①雇用80%確保 ②資産管理会社に非該当 ③後継者の直前役員就任（相続）		◎（共通）次の認定要件を**免除** ①雇用80%確保 ◎（災害・事故）次の認定要件を**免除** ②資産管理会社に非該当 ③後継者の直前役員就任（相続）

（参考４）贈与税納税猶予取消時の負担軽減措置（相続時精算課税制度との併用）

○贈与税の納税猶予の適用を受けても、認定が取り消された場合に高額の贈与税負担が発生するリスクが存在。
相続時精算課税制度との併用を認めることにより、リスクの軽減を図る。

【事例】・総議決権株式数10000株、１株30000円、株価総額3億円。
・先代経営者は株式全体の2/3(2億円)を保有しており、後継者へ当該株式の全株を移転する。その他の資産なし。
・相続人は後継者１名のみ。

①【相続により自社株式を取得した場合】

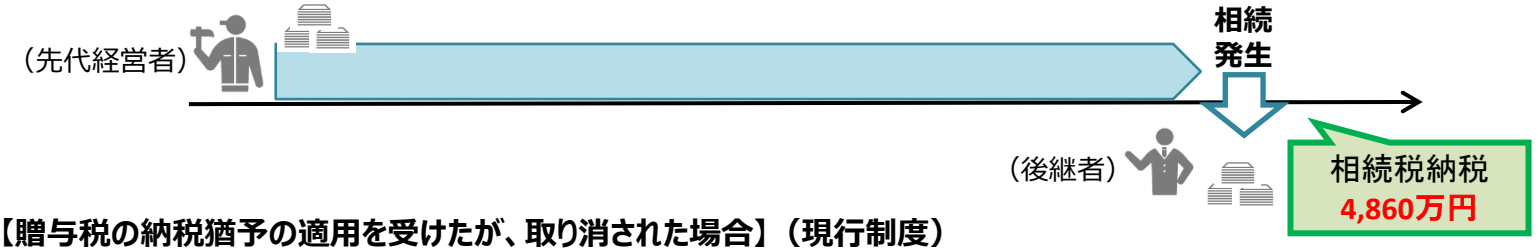

②【贈与税の納税猶予の適用を受けたが、取り消された場合】（現行制度）

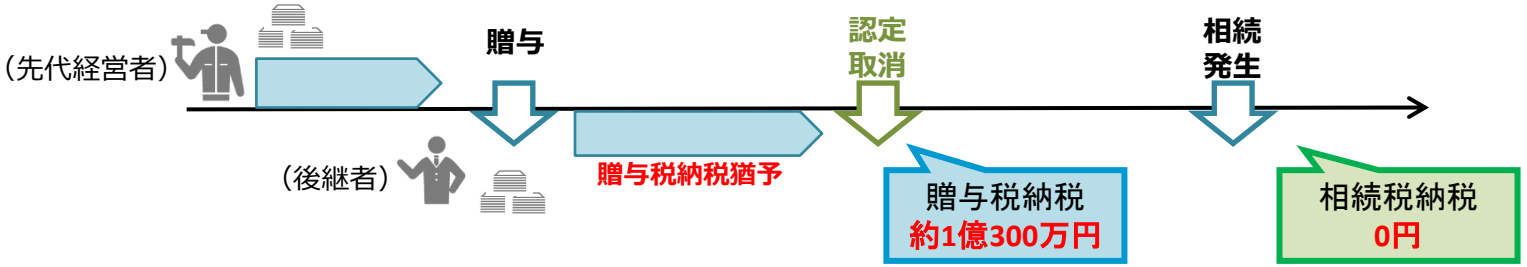

③【贈与税の納税猶予の適用を受けたが、取り消された場合（相続時精算課税制度との併用を認める場合）】

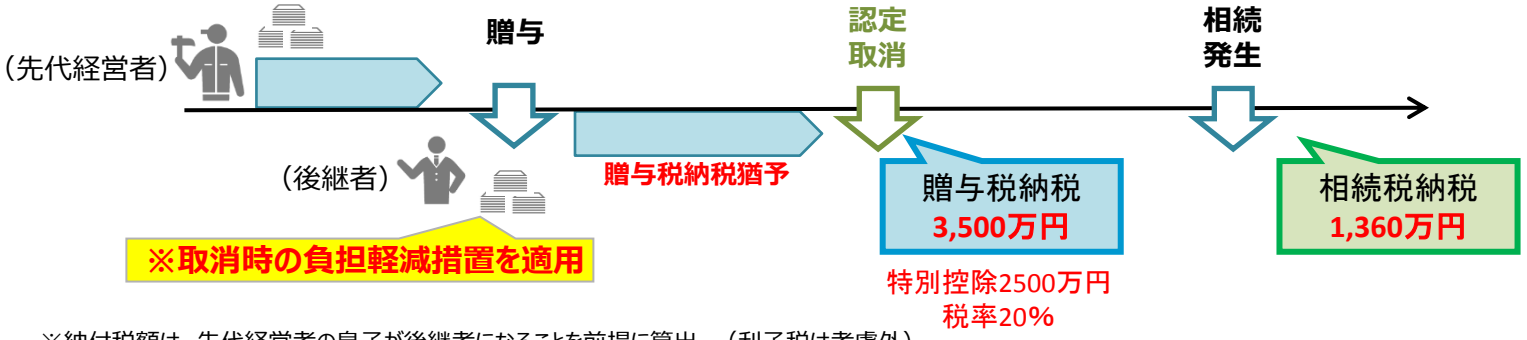

※納付税額は、先代経営者の息子が後継者になることを前提に算出。（利子税は考慮外）
※親族外承継の場合、親族外の後継者には相続税額の２割に相当する金額が加算される。また、贈与税額も高くなるケースがある。

納税額

4,860万円

贈与税の納税猶予の適用を受けたが取消された場合には、税負担が高額になる。

約1億300万円

取消し時の税負担を相続税と同額に

4,860万円

（参考５）相続税と贈与税の税率構造

○贈与税は、基礎控除額を加味すると、4,610万円超で最高税率55%が適用される。
○相続税は、基礎控除額（子供1人想定）を加味すると、3,600万円まで課税されない。
⇒贈与税の負担が重く、株式を承継する際の大きな課題となっている。

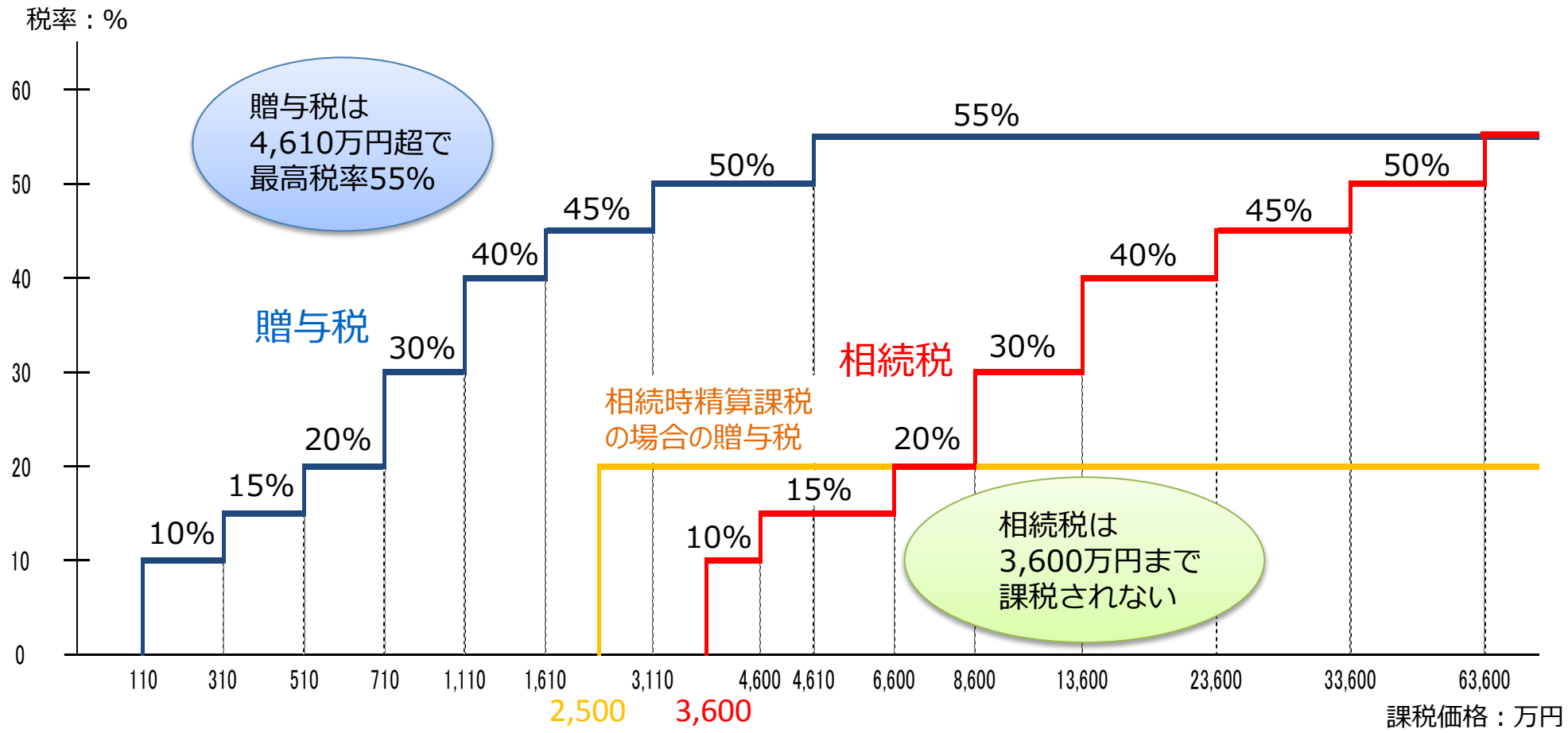

※親から子供への贈与又は相続を想定。
※相続税の基礎控除額は、相続人子供1人と想定して3,600万円とした。

（参考）取引相場のない株式の評価方式に関する見直し（相続税、贈与税）

新規

○上場会社のグローバル連結経営の進展や株価の急激な変動が、中小企業の円滑な事業承継を阻害することなく、中小企業等の実力を適切に反映した評価となるよう見直しを行う。

改正概要

類似業種比準方式による株価の算出方法（改正前の計算式）

類似業種比準価額　＝

$$\text{類似業種の株価}\ (A) \times \left(\frac{\frac{b}{B} + \frac{c}{C} \times 3 + \frac{d}{D}}{5} \right) \times \left(\begin{array}{l} \text{大会社}\ 0.7 \\ \text{中会社}\ 0.6 \\ \text{小会社}\ 0.5 \end{array} \right)$$

（配当）（利益）③（簿価純資産）（斟酌率）

b，c，d：評価会社の１株当たりの金額
B，C，D：上場企業の業種別の１株当たりの金額

① **類似業種株価（A）について、２年間平均を選択可能に**
- 上場企業株価の上昇局面における急激な変動を平準化。

② **比準要素（B,C,D）について、連結会計上の数字に見直し**
- 上場企業の子会社を含めたグローバル経営を反映した評価に見直し。

③ **比準要素（B,C,D）のウエイトを「１：１：１」に見直し**
- 「利益３倍」の見直しにより、成長・好業績企業の負担を軽減。　※式中の分母は５から３に変わります。

④ **会社規模の判定基準の見直し**
- 併用方式の類似業種の割合（Ｌ）が高まることで、時価純資産（含み益）が重い中会社の株価を抑える効果あり。

（参考）併用方式の場合の算定式
株価 ＝ 類似業種比準価額×L ＋ 一株当たりの純資産価額×（１－L）
Lの値　大会社：L=1　中会社：L＝0.9～0.6　小会社：L=0.5

※平成29年1月1日以後の相続等により取得した財産の評価に適用。

（参考）改正前の会社規模の判定

○従業員数１００人以上の場合　→　大会社
○従業員数１００人未満の場合　→　下記の表から規模を判定

総資産価額（帳簿価額）			従業員数	年間の取引額			会社規模の区分	併用方式Lの値	斟酌率
卸売業	小売・サービス業	卸売業、小売・サービス業以外		卸売業	小売・サービス業	卸売業小売・サービス業以外			
20億円以上	10億円以上	10億円以上	50人超	80億円以上	20億円以上	20億円以上	大会社	1	0.7
14億円以上	7億円以上	7億円以上	50人超	50億円以上	12億円以上	14億円以上	中会社	0.9	0.6
7億円以上	4億円以上	4億円以上	30人超50人以下	25億円以上	6億円以上	7億円以上		0.75	
7,000万円以上	4,000万円以上	5,000万円以上	5人超30人以下	2億円以上	6,000万円以上	8,000万円以上		0.6	
7,000万円未満	4,000万円未満	5,000万円未満	5人以下	2億円未満	6,000万円未満	8,000万円未満	小会社	0.5	0.5

（イ）　（ロ）　（ハ）

① （イ）総資産価額 と （ロ）従業員数基準の
いずれか**下位の区分を採用**。

② ①と （ハ）取引金額基準の
いずれか**上位の区分により判定**。

※併用方式の場合の算定式
株価 ＝ 類似業種比準価額 × L ＋ 一株当たりの純資産価額 × （１－L）